

女性活躍加速のための重点方針 2015（抜粋）

平成 27 年 6 月 26 日
すべての女性が輝く社会づくり本部

人口減少社会を迎える中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である。「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながる。

平成 24 年 12 月に発足した第 2 次安倍内閣以降、「すべての女性が輝く社会」の実現を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の一環として経済界を始め各界各層を広く巻き込んで取組を進めてきた。その結果、国民の間での機運がこれまでになく高まっており、日本社会は明らかに変わり始めている。更には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案¹（以下「女性活躍推進法案」という。）の成立後には国や地方公共団体、企業の取組が更に加速することが期待される中で、この機を逃さず、これまでの延長にはない新たな発想で、国を挙げた取組として、女性活躍の取組を加速させる必要がある。

このような認識の下、この重点方針では、女性の活躍を加速させるため、今後、重点的に取り組むべき事項について、各分野における政策・方針決定過程への女性参画拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法制度や生活空間も含めた環境整備という観点から取りまとめた。

ここに掲げる政策を、できるものから速やかに着手し、政府を挙げて強力に推進する。このほか、「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」（平成 27 年 2 月閣議決定）に基づく女性の活躍推進に係る施策を着実に実行する。

¹ 現在、国会において審議中。

3. 女性活躍のための環境整備

各分野で女性活躍を進める上では、長時間労働の削減などの働き方改革など、その裾野を広げていくための必要な環境整備が不可欠である。

同時に、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会の実現のため、男性中心型労働慣行等を見直し、男性が主体的に家事・育児等へ参画することを促すとともに、女性活躍の前提として、社会の安全性を高め、困難を抱えた女性が安心して暮らせるための環境整備を着実に進める。

また、上記取組を効果的に進めるため、関連するジェンダー統計²の充実を図る。

(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備

あらゆる分野における女性の活躍を推進するには、そのための大前提として、社会の安全性を高め、困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境を整備することが必要不可欠である。

特にひとり親家庭の母親は生活上の困難に陥りやすく、就労機会の確保も困難であることから、就業支援などを着実に進める。また、妊娠・出産・育児休業等を理由とする、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」を始めとした職場における各種ハラスメントの撲滅や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を強力に進めていく。

- ③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。

- ・ 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。

² 男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。

- ・ 「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づき、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の被害者支援の取組、被害者支援等のための関係機関の連携協力、加害者更生に関する取組等のストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図る。
- ・ 若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。